

鳥取県公報

平成 22 年 11 月 9 日 (火) 第8244号

毎週火・金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	国土調査の成果の認証(649)(農地・水保全課)・・保安林の指定予定(2件)(650・651)(森林・林業総土地収用法による土地の立入り(652)(技術企画課)会計管理者の権限に属する事務の一部の委任(653)特定非営利活動法人の設立の認証の申請(654)(東部特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(655)土地改良事業の同意(656)(東部総合事務所農林局)指定居宅サービス事業者の廃止(657)(中部総合事務指定介護予防サービス事業者の廃止(658)(″)・・	総室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_			土地改良区の役員の就退任 (659) (西部総合事務所層	
\Diamond	公調達公	告	ふぐ処理師試験の実施(くらしの安心推進課)・・・ 一般競争入札の実施(防災チーム)・・・・・・・	

示

鳥取県告示第649号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭町	平成19年度から	八頭町 (下峰寺の一部) の	八頭町下峰寺の一部	平成22年11月9日
	平成21年度まで	地籍図及び地籍簿		
"	平成20年度から	八頭町 (福井及び見槻中の	八頭町福井及び見槻	,,
"	平成21年度まで	一部) の地籍図及び地籍簿	中の一部	"
"	11	八頭町(奥野(703)の一	八頭町奥野(703)の	,,
"	,,	部)の地籍図及び地籍簿	一部	"

鳥取県告示第650号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市河原町稲常字深谷口872、884、893の1、字胡摩土居979、字下モ平尾980、字中平尾1018、字上エスゲ 田1165、字深谷1172、1177、1224

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

鳥取県告示第651号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規

定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所 日野郡日南町三栄字深谷奥1811
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日南町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

鳥取県告示第652号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
 - 中国電力株式会社
- 2 事業の種類

特別高圧架空電線路 小鹿第一線新設工事に伴う現地調査

3 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田平、字清常、字桟平、字田ノ原谷、字山ノ神平、字一本栗、字大畑平、字寄 合谷、字粕渡谷、字粕渡、字坊主、字古道、字下古道、字上古道、字茶園、字南清常、字三良工門田、字上田 原、字下田原、字兵衛谷、字桟シ、字田の原谷、字山ノ神、字田ノ原、字大畑、字初熊、字寄合田、字菅ヶ原、 字小柿尻、字大柿谷、字田代谷口、字小柿原、字保木、字一本栗谷口、字保木谷、字清水口、字清水、字北坊 主及び字南坊主、大字小河内字大田及び字定吉釜、大字小鹿字杤山、字平山、字蛇喰、字片倉、字加市、字鳥 野谷、字伊蛇原、字上伊蛇原、字下伊蛇原、字河代、字上河代、字下河代、字妙見山及び字浅谷、大字東小鹿 字鳥屋谷及び字向山並びに大字神倉字谷河内、字本山谷、字意智操谷、字本山、字下本山、字良ノ谷、字丹戸、 字丹戸山、字丹戸谷、字養ノ谷頭、字養ノ谷、字場田、字岡、字伊羅原谷、字向山、字稗畑谷、字本谷、字唐 畑谷、字撨夫谷、字稗畑、字奥田、字伊羅原、字青猟口及び字馬道河原

4 立ち入ろうとする期間

平成22年11月15日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第653号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の 一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例 (平成12年鳥取県条例第37号) 第2条第1項第249号の規定に基づき徴収する漁業許可 に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

主事 岡 俊介

3 委任期間

平成22年11月2日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第654号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年 12月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年11月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 削

- 1 申請のあった年月日
 - 平成22年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - 特定非営利活動法人松風
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - 芝吹 希代志
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
 - 岩美郡岩美町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業等を行い、障害者及び 高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第655号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において進用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 及び収支予算書は、平成23年1月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年11月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 則

- 1 申請のあった年月日
 - 平成22年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちづくりNPO「魁」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - 澤健一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市田島797
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、鳥取県内外に対して、まちづくり、地域活性化に関する調査・研究・提言事業を行い、もって 人材育成事業とともに地域の公益に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項

名称、特定非営利活動の種類、事業、役員定数及び役員任期

鳥取県告示第656号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩 美町が行う土地改良事業(町営土地改良事業坂上地区区画整理)について、平成22年11月1日に同意したので、 同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

鳥取県告示第657号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の	指定に係る事業所	廃止の届出を受理し	サービスの種類
名	名称	の所在地	た年月日	9 こハック(里)類
社会福祉法人みのり	社会福祉法人みのり	倉吉市福守町491	平成22年10月29日	訪問入浴介護
福祉会	福祉会 倉吉スター			
	ガーデン			

鳥取県告示第658号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成22年11月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	廃止の届出を受理し	サービスの種類
名	名称	所在地	た年月日	
社会福祉法人みのり	社会福祉法人みのり	倉吉市福守町491	平成22年10月29日	介護予防訪問入浴
福祉会	福祉会 倉吉スター			介護
	ガーデン			

鳥取県告示第659号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退 任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 男

退任した役員の氏名及び住所

理事田口守米子市石州府494

平成21年8月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 聰 明 米子市石州府416

平成22年3月9日就任 任期 平成25年3月22日まで

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。)第5条の規定に基 づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 平成23年1月26日(水)午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 平成23年1月26日(水)午後1時から
- 2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条に規定する者で、認証施設 (条例第12条第1項の規定による ふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。) において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指

示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの

(3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第 14号に定める営業をいう。) 若しくは魚肉ねり製品製造業(同条第16号に掲げる営業をいう。) 又は乾ふぐ 製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む。)
- 5 受験願書の受付期間

平成23年1月4日(火)から同月13日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号) に規定する休日を除く。)

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄 するもの(以下「生活環境局」という。)

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメー トルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあっては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあっては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証明書、卒業証書の写し等)

- イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以 上従事していることを証する書類
- (4) 3(3)の受験資格を有する者にあっては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証明書、卒業証書の写し等)

イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付 けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、 受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

- 9 受験に当たっての注意事項
 - (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始す
 - (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとすること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成22年2月11日(金)に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課

のホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi) に掲載する。なお、同日付けで受験者全員に結果 を通知する。

11 その他

- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものである ことが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第2項の規定に 基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活 環境部くらしの安心局くらしの安心推進課又は生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284) 東部総合事務所生活環境局 鳥取市立川町六丁目176(0857-20-3678) 中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巌城町 2 (0858 - 23 - 3157)米子市糀町一丁目160 (0859-31-9321) 西部総合事務所生活環境局

達 公 告 調

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月9日

鳥取県知事 平 井

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
 - ア 鳥取県消防防災へリコプター (ベル式412EP型) 運航管理業務 一式
 - イ 機体3,000時間/5年点検及びエンジン4,000時間オーバーホール業務 一式
 - ウ 機体及びエンジン2,500時間点検並びに5,000時間部品廃棄交換業務 一式
 - 工 航空気象情報提供業務 一式
- (2) 調達案件の仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間
 - ア 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理業務 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
 - イ 機体3,000時間/5年点検及びエンジン4,000時間オーバーホール業務 平成23年5月9日から同年9月8日まで
 - ウ 機体及びエンジン2,500時間点検並びに5,000時間部品廃棄交換業務 平成26年度内(後日指示する。)
 - 工 航空気象情報提供業務 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札書の記入方法

本件入札は、紙入札により行うので、(1)のアから工までに掲げるそれぞれの業務ごとの金額(以下「業 務単価」という。)及びこれらの合計額(以下「業務見込額」という。)を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務見込額に当該業務見込額の5パーセントに相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額と するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空機類の航空機部品及び修理に登録され、かつ、役務のうち 委託の情報処理サービス及びその他の委託に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資 格者名簿への登録に関する申請書類を平成22年11月16日(火)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

- (3) 平成22年11月9日(火)から同年12月20日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。
- (4) 平成22年11月9日(火)から同年12月20日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (5) この公告に示した役務に関する連絡及び調整について速やかに対応できる者であること。
- (6) 平成22年12月20日現在、航空運送事業(航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第2条第 18項に定める航空運送事業をいう。)及び航空機使用事業(法第2条第21項に定める航空機使用事業をいう。) の許可を得ている者で、かつ、鳥取県消防防災へリコプターと同型機を自己で所有し、借り受け、又は運航 を委託されて、入札日の直近1年以上の期間継続的な航空運送事業及び航空機使用事業を行っている者であ
- (7) 仕様書に定める操縦士等の有資格者を鳥取県の専任の職員とすることができる者であること。
- (8) 法第20条第1項に規定する能力のうち、同項第3号、第4号及び第7号に掲げるものが国土交通省令で 定める技術上の基準に適合することについての認定を国土交通大臣から受けている者であること。
- (9) 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2の規定により、航空機製造事業法施行規則(昭和 29年通商産業省令第52号) 第5条第2号トに掲げる総重量3トン以上の回転翼航空機の区分に係る修理事業 の許可を経済産業大臣から受けている者又は同法第2条の8の規定により当該事業の区分の変更の許可を経 済産業大臣から受けている者であること。
- (10) 航空機製造事業法第9条第1項に規定する経済産業大臣の認可を受けた修理の方法(ベル式412系列型) による修理を行う者であること。
- (11) 「ベル式412型」の機体製造者であるベル・ヘリコプターテキストロン社から、認定サービス工場証明(C SF: Customer Service Facility) を取得している者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県消防防災航空センター

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目344-2 鳥取県消防防災航空センター 電話 0857-38-8125

(2) 委託業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年11月9日(火)から同月24日(水)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41676) から入手すること。ただし、これによりがたい 者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年11月9日(火)から同月24日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年12月20日(月)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月17日(金)午後5 時までとする。)

イ場所

(1)に同じ。

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成22年11月29日(月) 正午までに、持参又は郵便等の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで に提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出 に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の 全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、業務見込額が会計規則第127条の規定に基 づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、業務単価が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める 金額の範囲内であるもののうち、業務見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

ア 1の(1)のア及びエに係る業務単価の合計額 予定価格の64.0677パーセントに相当する額

イ 1の(1)のイに係る業務単価 予定価格の14.2538パーセントに相当する額

ウ 1の(1)のウに係る業務単価 予定価格の21.6785パーセントに相当する額

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - ① Operation of tottori fire and disaster prevention helicopter (Bell 412 EP), 1 Set
 - ② Regular 3000hours / five year inspection-part B and Engine 4000 hours flight overhole, 1 Set
 - ③ Regular 2500 hours maintenance and inspection, Engine 2500 hours flight overhole, and Parts abandonment exchange for 5000 hours , 1 Set
 - 4 Provision of flight weather news service, 1 Set
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: noon, 29, November, 2010
- (3) Time-limit for submission of tenders: 1:00PM, 20, December, 2010
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 17 , December , 2010
- (5) Contact Point for the notice: Fire and Disaster Prevention Aviation Center Staff 344-2 Koyama-cyo kita , Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL 0857-38-8125